

第6期えびの市障がい福祉計画
第2期えびの市障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

(案)

令和3年1月
えびの市

～ 目 次 ～

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格、位置づけ	1
3	計画の対象者	2
4	計画の期間	3
5	「障がい」の表記について	3
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	5
1	障がいのある人の現状	5
2	アンケート調査結果からみる本市の状況	13
第3章	第5期計画の実施状況	21
1	成果目標の実施状況	21
2	活動指標の状況	24
第4章	基本的理念等	29
1	基本的理念	29
2	事業の全体像	31
3	サービスの内容	33
第5章	成果目標	38
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	38
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	39
4	福祉施設から一般就労への移行等	40
5	障がい児支援の提供体制の整備等	41
6	相談支援体制の充実・強化等	42
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	43
第6章	活動指標	45
1	障害福祉サービス	45
2	地域生活支援事業	47
3	障害児通所支援等事業	49

第7章 計画の推進に向けて	50
1 計画の進行管理	50
2 えびの市障がい者計画との連携	51
3 県・近隣市町等との連携	51
4 障害者地域支援協議会との連携	51
資料編	52
1 障害福祉サービスの利用手続き	52
2 障害児通所支援サービスの利用の手続き	53

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の規定に基づき、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本市では、平成30年3月に障害者総合支援法第88条第6項の規定に基づき、「第5期えびの市障がい福祉計画」及び「第1期えびの市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等について、計画的に施策の推進に取り組んでいます。

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、これを反映し平成30年3月に「第4次障害者基本計画」を策定しました。その中で、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己表現できるよう支援することを基本理念として明示されました。また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が明示されています。

令和2年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」（以下「国の基本指針」という。）が告示され、市町村が令和3年度から令和5年度までの障がい福祉計画および障がい児福祉計画を策定するにあたって、即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標及び見込量、地域生活支援事業の実施に関する事項について、「第6期えびの市障がい福祉計画」（以下「第6期障がい福祉計画」という。）および「第2期えびの市障がい児福祉計画」（以下「第2期障がい児福祉計画」という。）を策定するものです。

2 計画の性格、位置づけ

（1）計画の性格

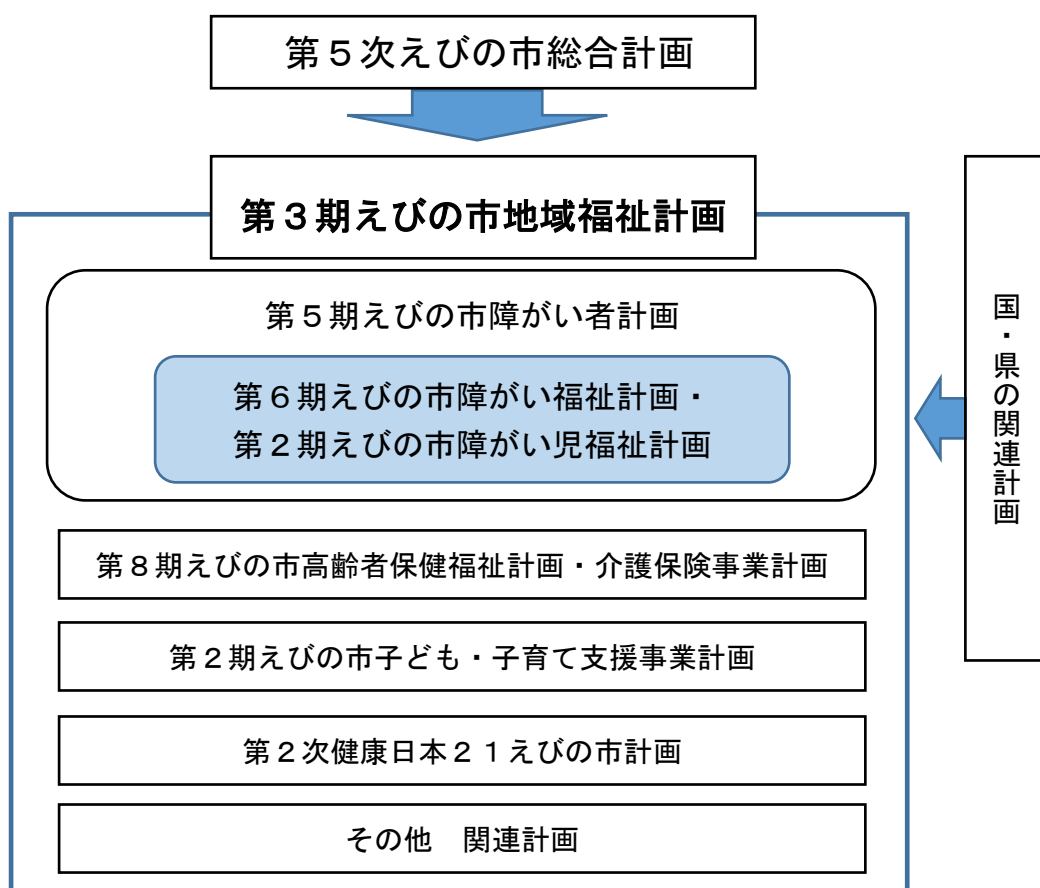
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置づけられています。

また、本計画は、「第5次えびの市総合計画」をはじめ、その他の福祉・健康分野等の関連計画との整合性を図り、策定するものです。



3 計画の対象者

障がい福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

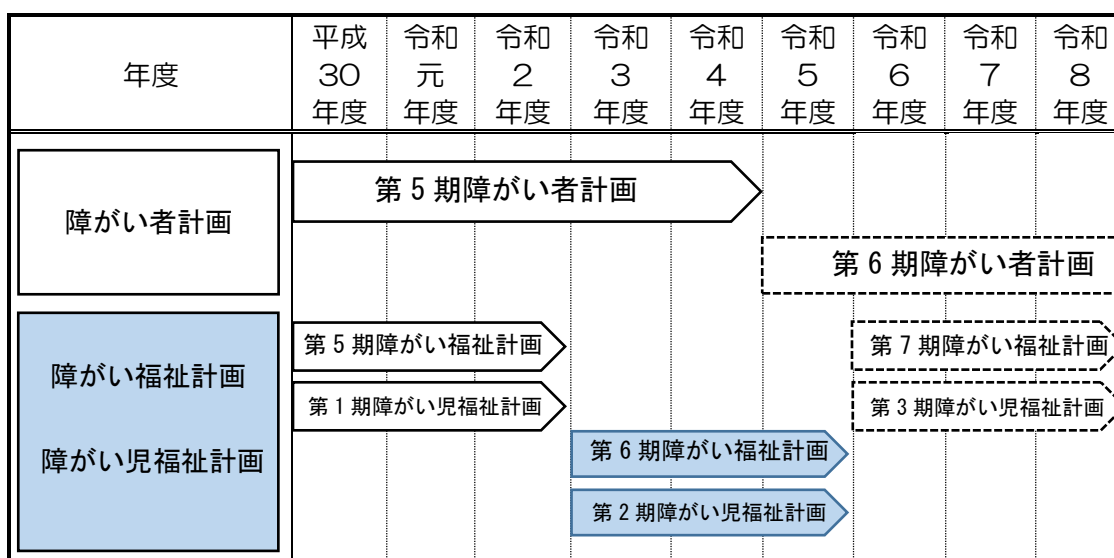
1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

障がい児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者のことをいいます。

4 計画の期間

第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画の期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



5 「障がい」の表記について

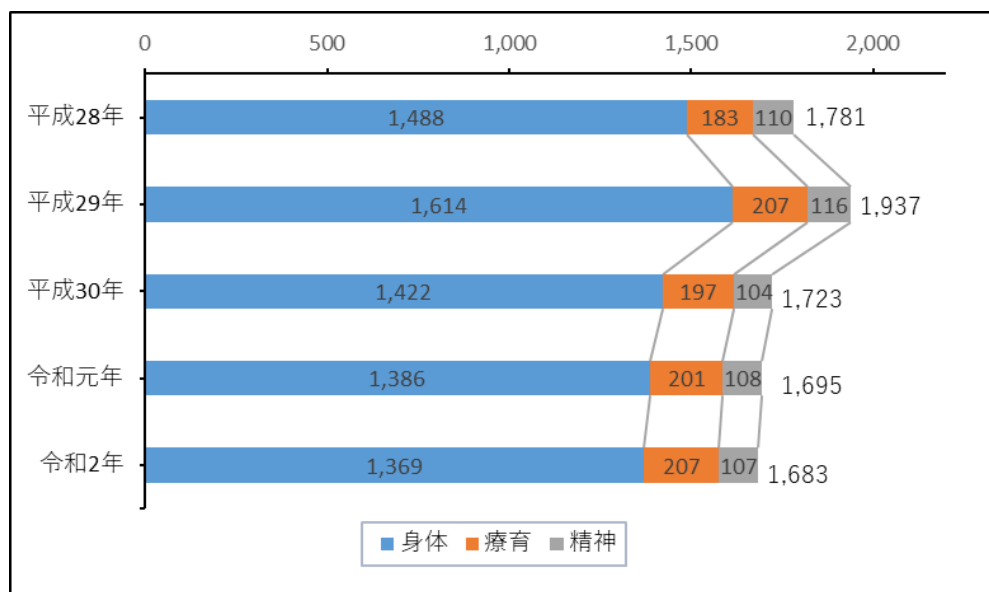
本市では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、法令や条例等の名称およびそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「が」と表記することとしています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がいのある人の現状

(1) 障害者手帳所持者数の状況

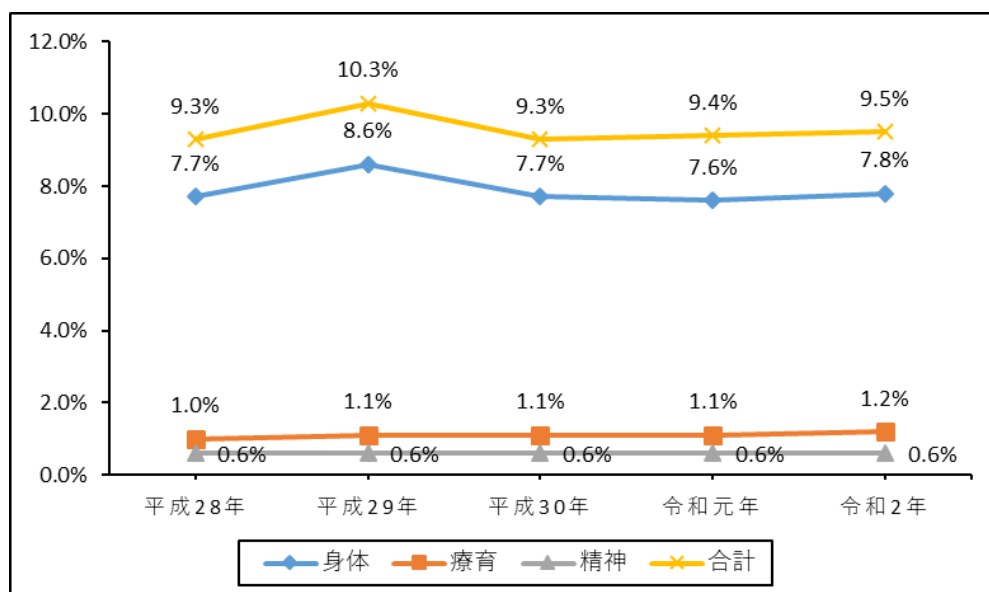
本市の障害者手帳所持者は、令和2年で、身体障害者手帳（身体障がい者）1,369人、療育手帳（知的障がい者）207人、精神障害者保健福祉手帳（精神障がい者）107人となっています。



出典：福祉課（各年10月1日現在）

(2) 総人口に占める手帳所持者割合の推移

本市の総人口に占める手帳所持者の割合は、令和2年で9.5%（身体障害者手帳7.8%、療育手帳1.2%、精神障害者保健福祉手帳0.6%）となっており、すべての種別で上昇傾向にあります。



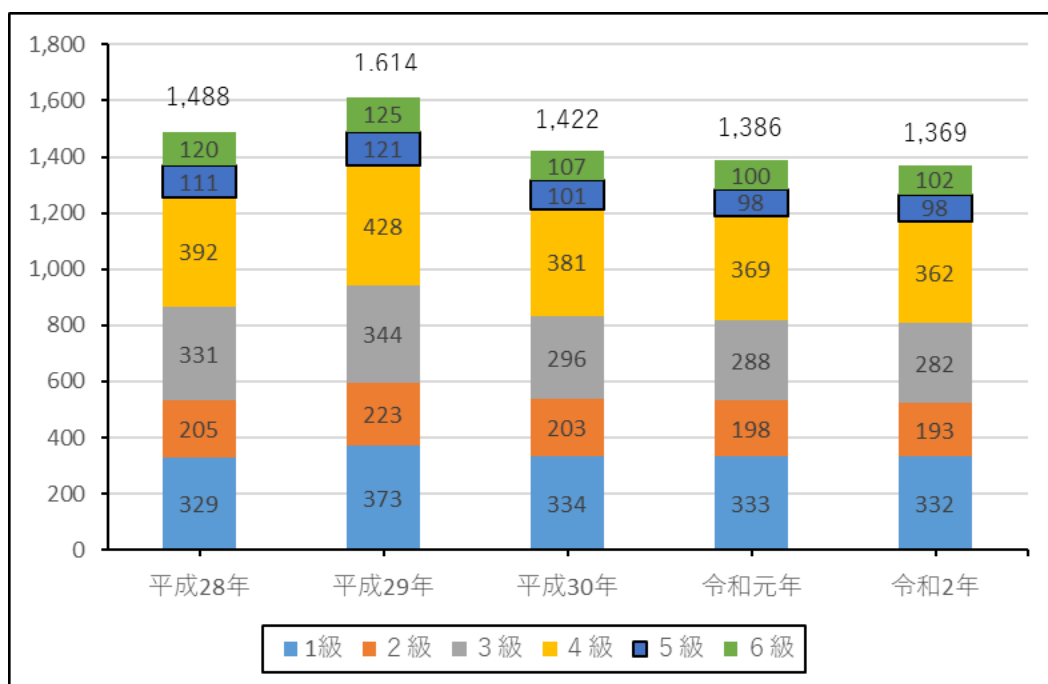
出典：福祉課（各年10月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

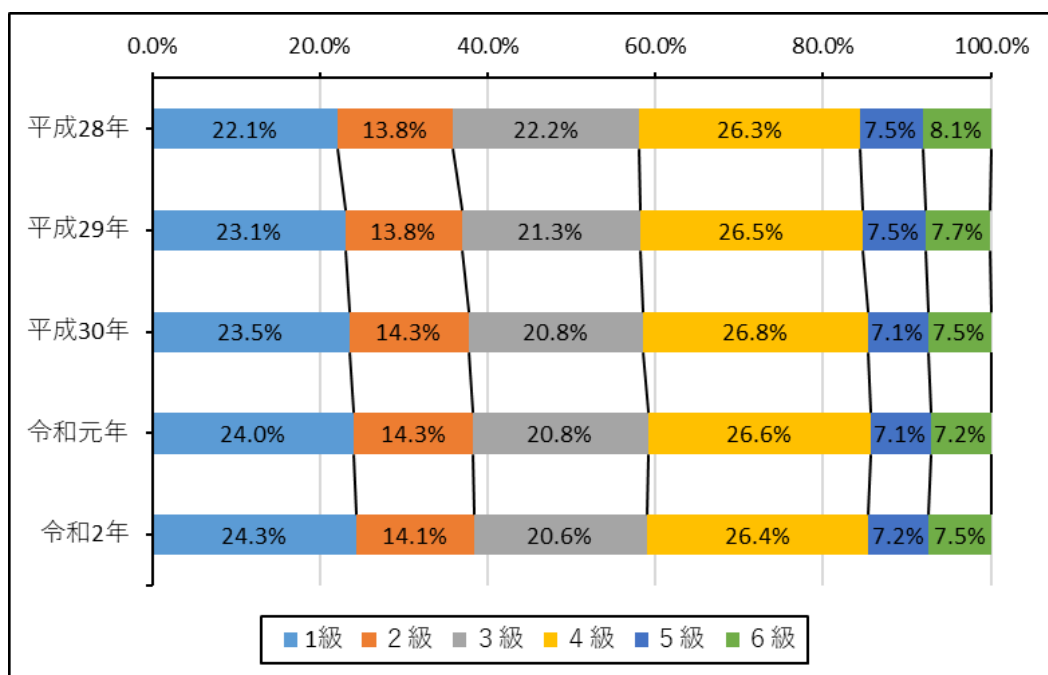
① 等級別の推移

本市の身体障害者手帳所持者は、令和2年で1,369人となっています。

令和2年の等級別割合をみると、4級の割合が最も高く26.4%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が38.4%を占めています。

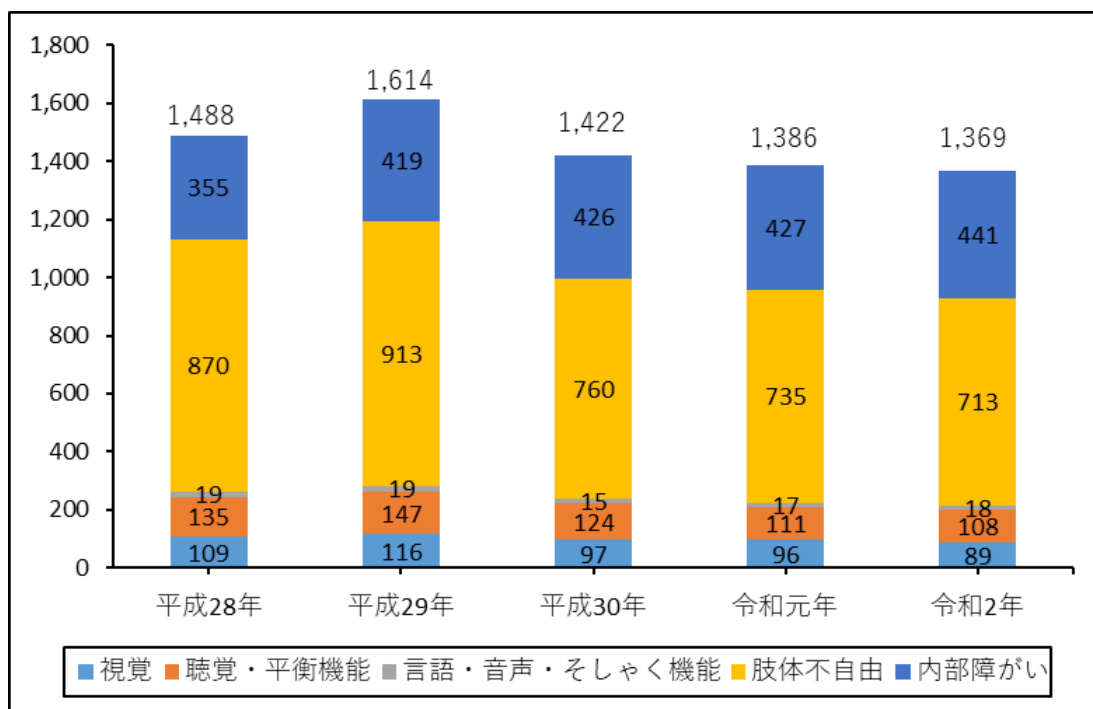


出典：福祉課（各年10月1日現在）

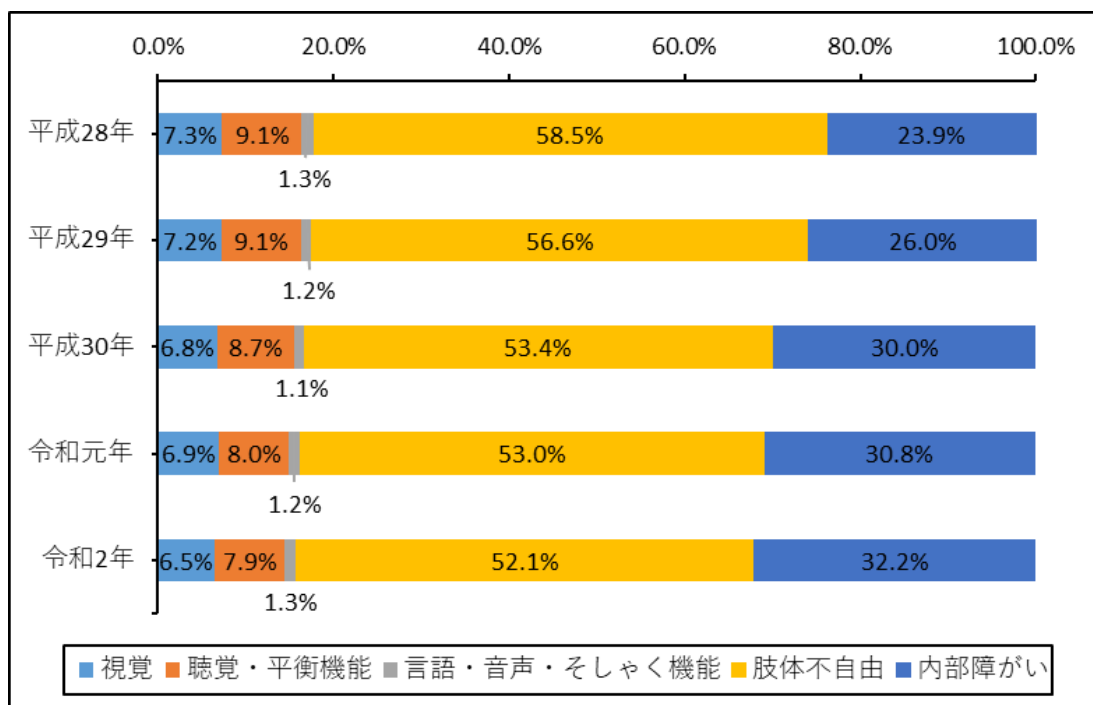


② 部位別の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が52.1%と最も多く、次いで「内部障がい」の32.2%となっています。

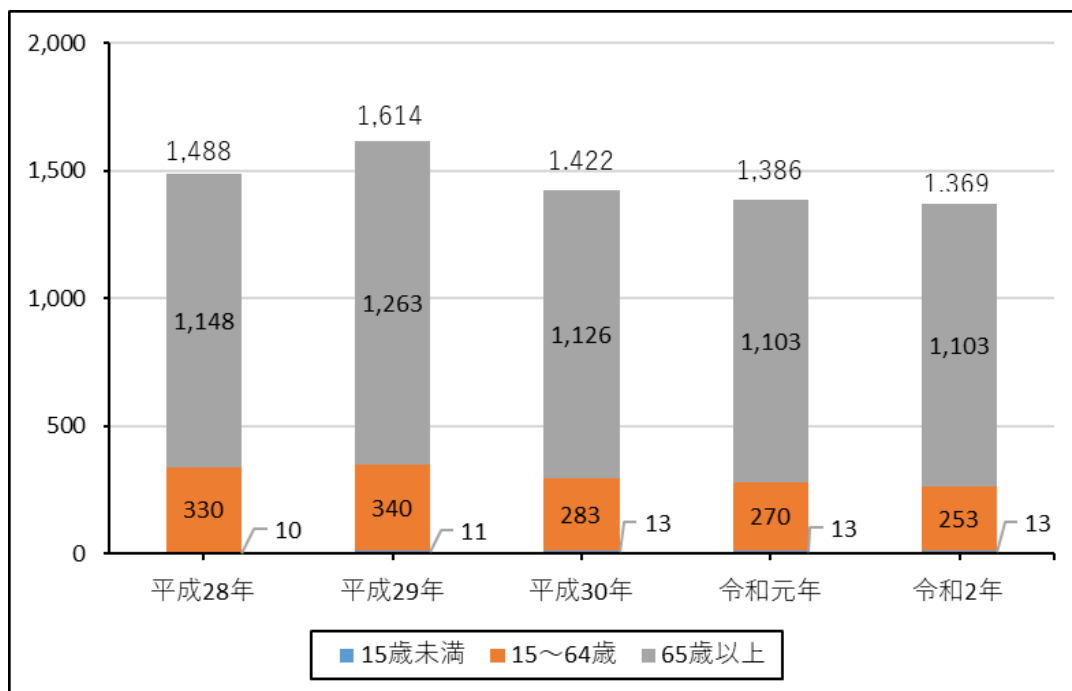


出典：福祉課（各年10月1日現在）

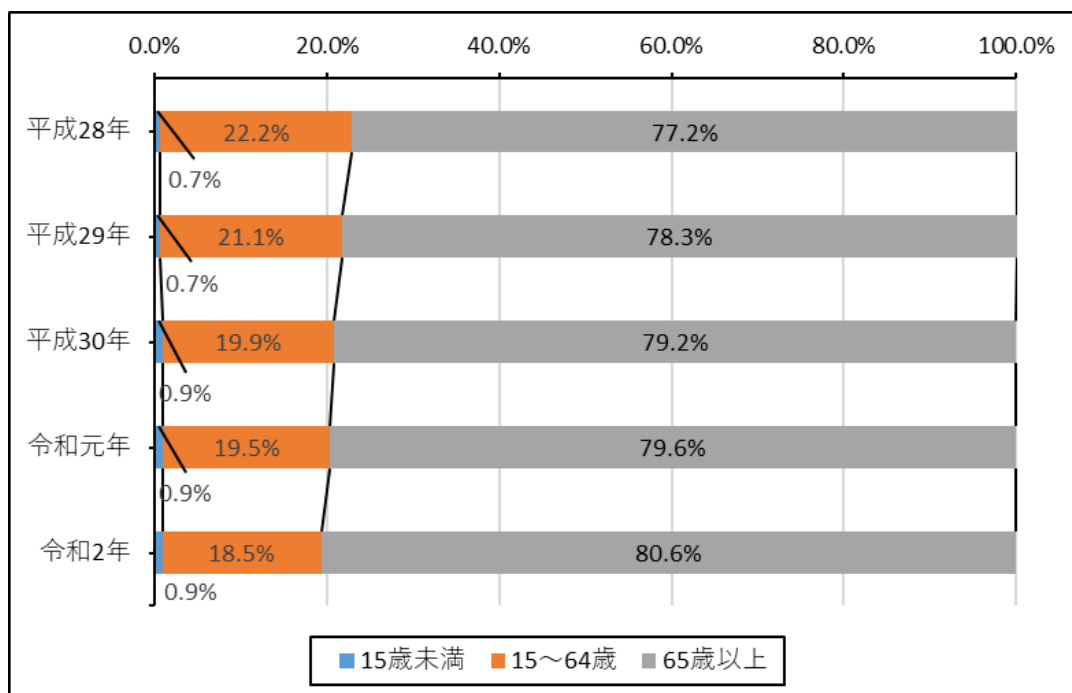


③ 年齢階層別の推移

身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者が年々増加しており、令和2年には約8割（80.6%）となっています。



出典：福祉課（各年10月1日現在）

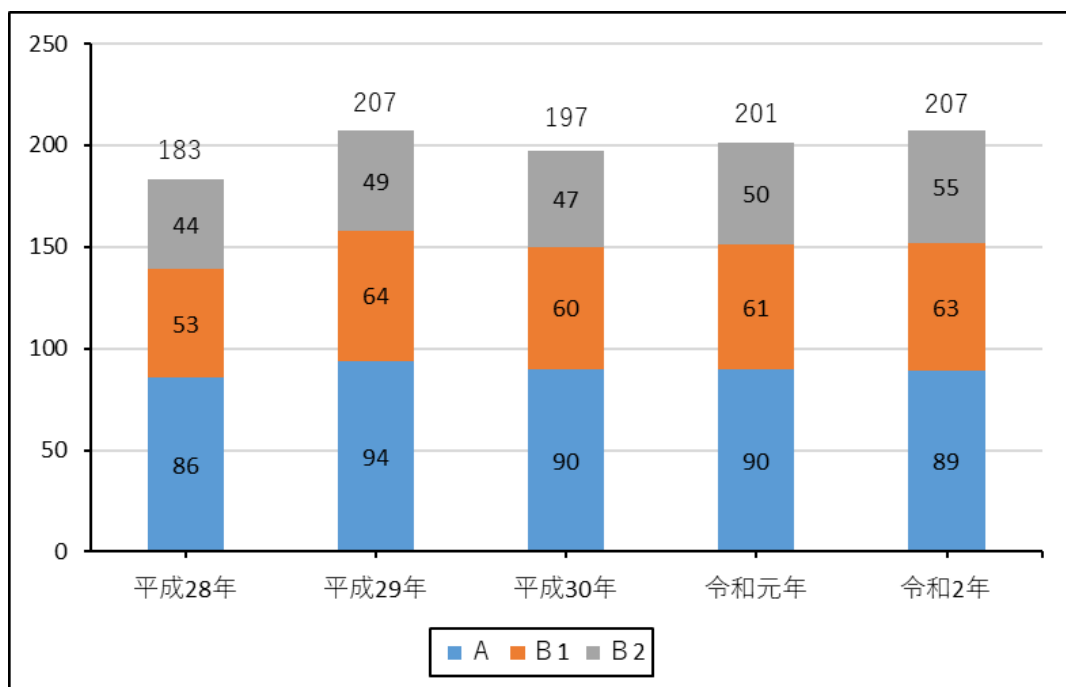


(4) 療育手帳所持者の状況

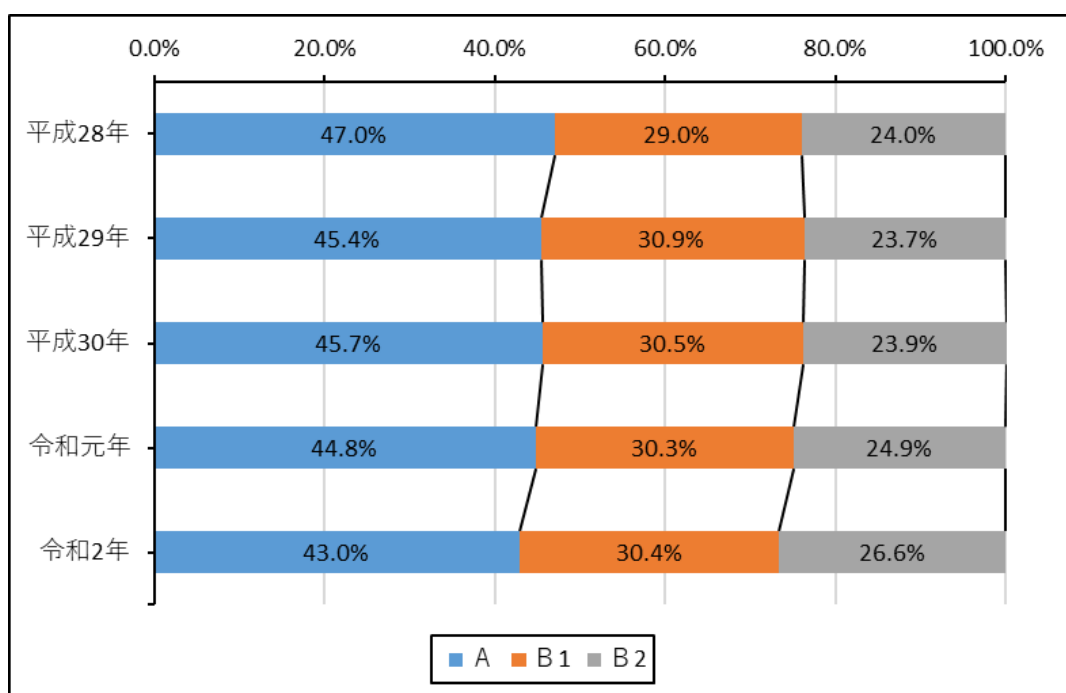
① 等級別の推移

本市の療育手帳所持者は、令和2年で207人となっています。

令和2年の等級別割合をみると、重度者であるAが43.0%と最も多くなっています。



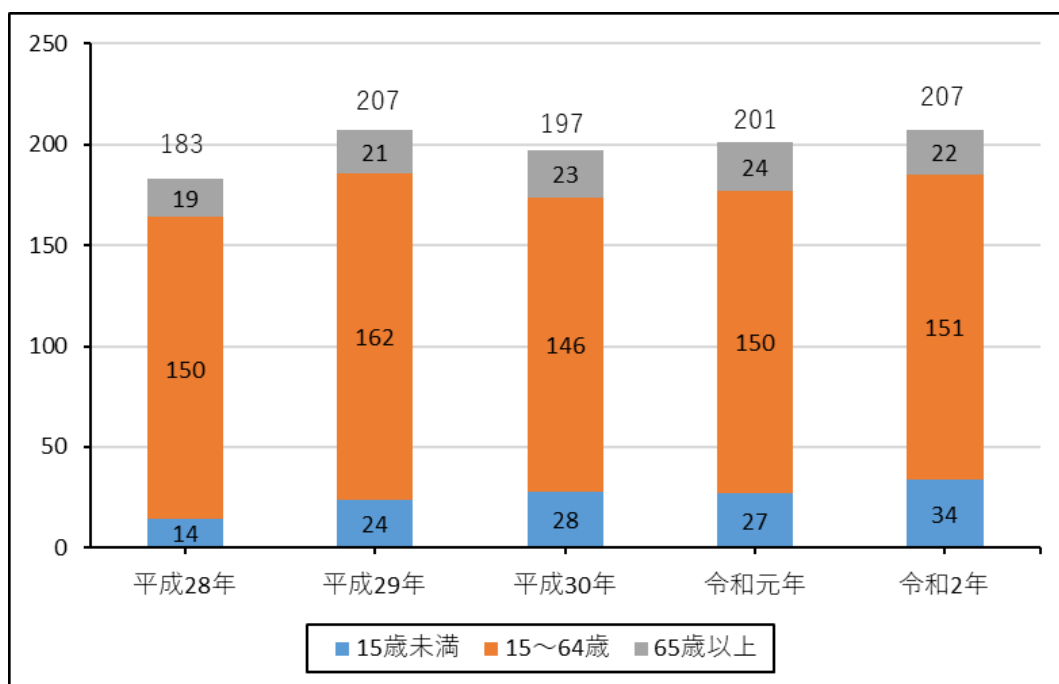
出典：福祉課（各年10月1日現在）



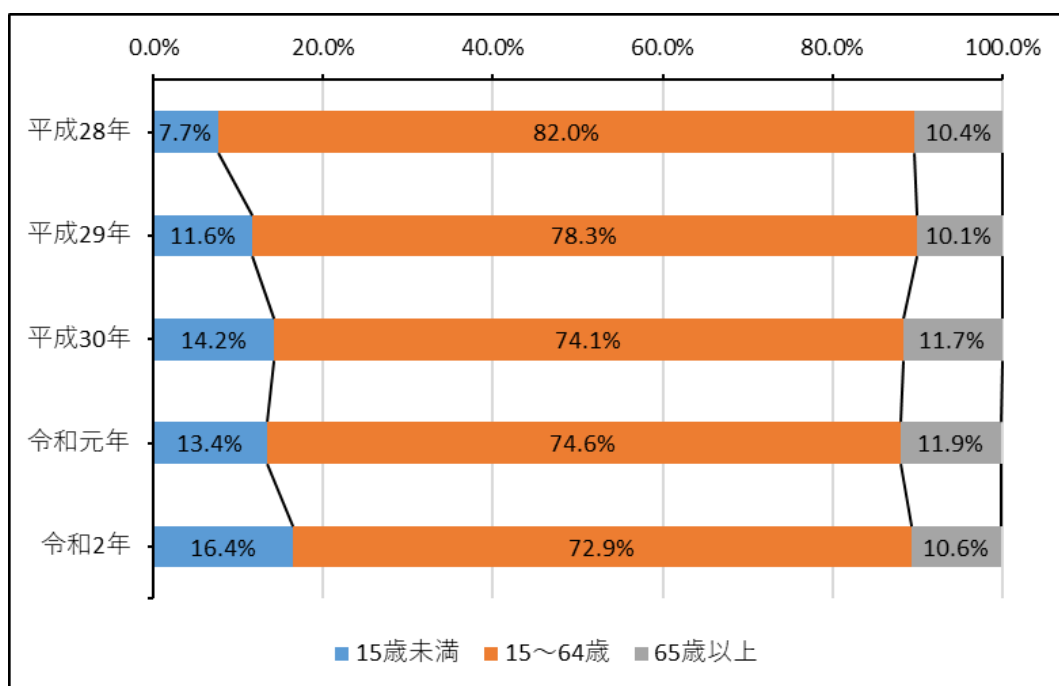
② 年齢階層別の推移

療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、すべての階層で手帳所持者が増加しています。

特に、15歳未満の手帳所持者の増加が著しく、令和2年では34人、年齢階層別割合は16.4%となっています。



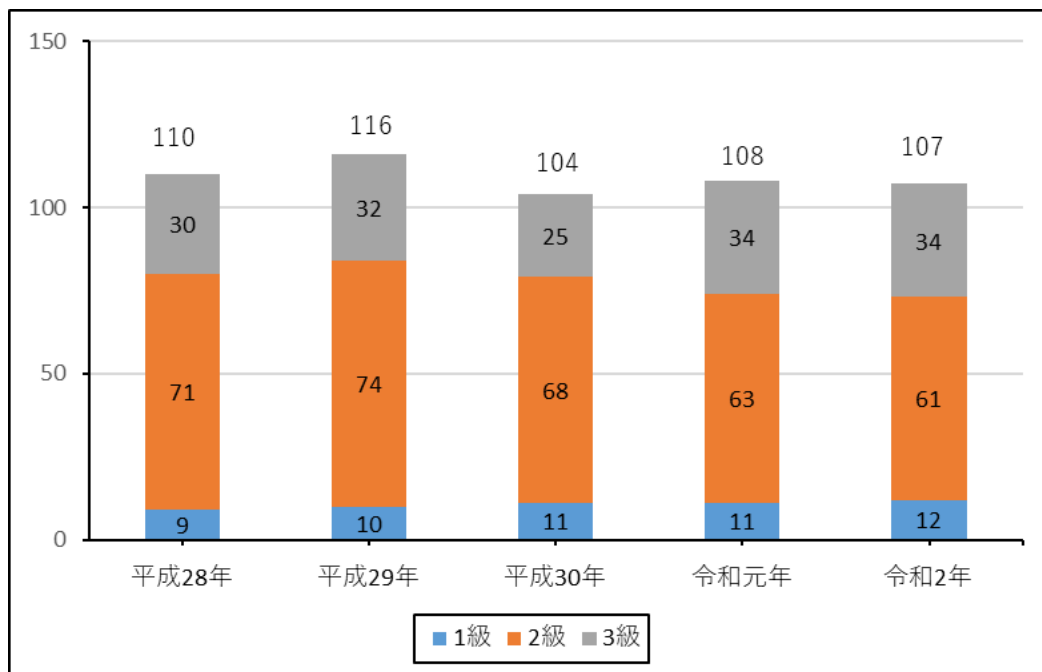
出典：福祉課（各年10月1日現在）



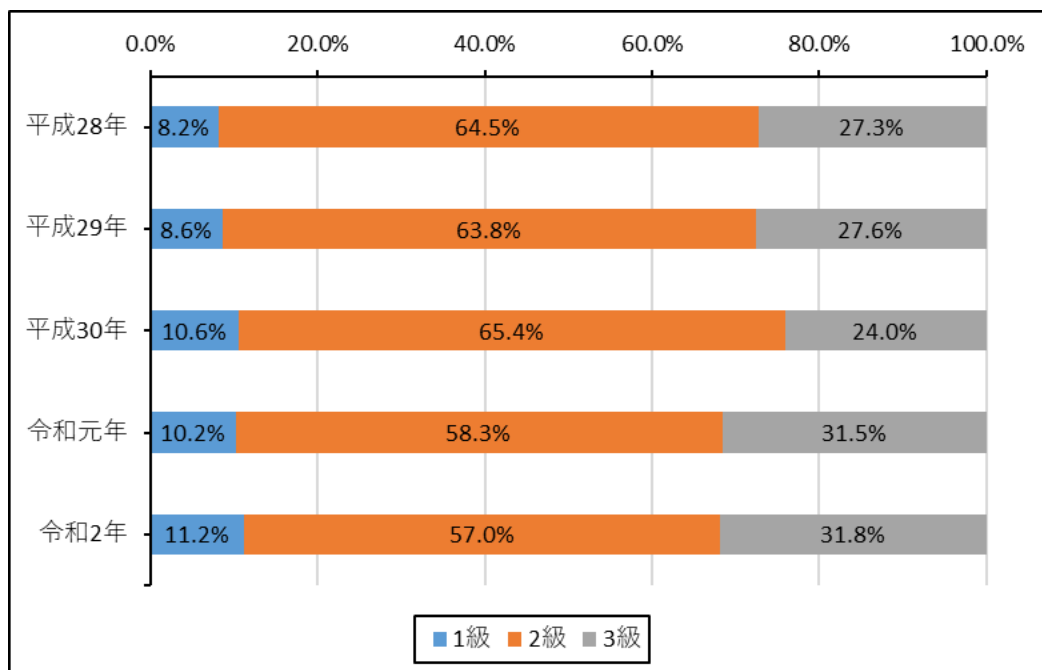
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年で107人となっています。
令和2年の等級別割合をみると、2級が57.0%と最も多くなっています。

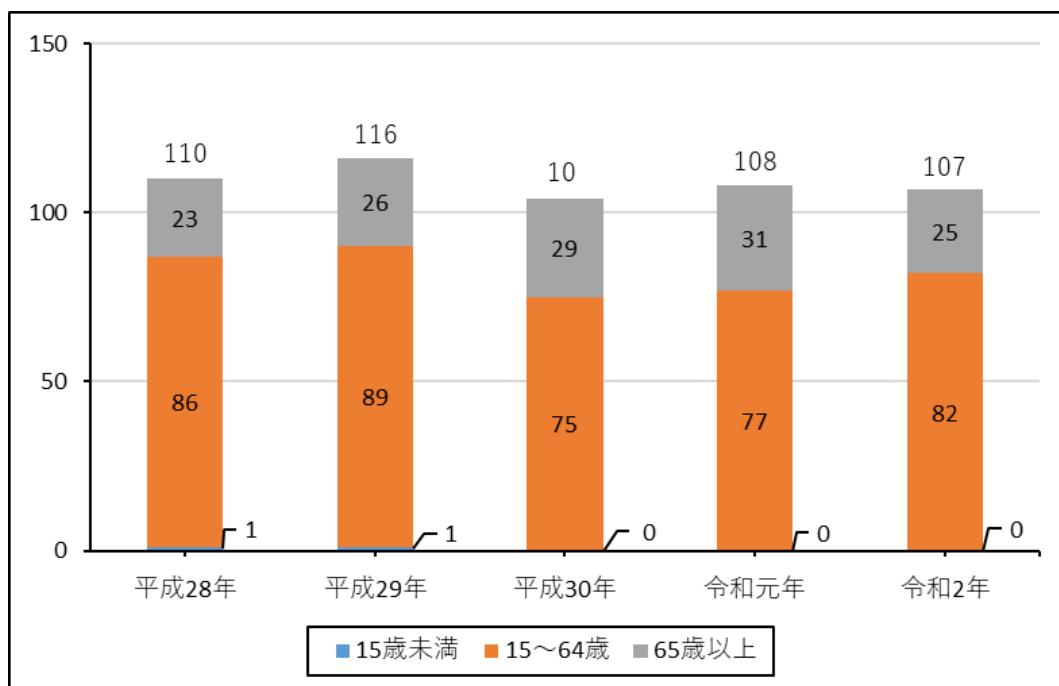


出典：福祉課（各年10月1日現在）

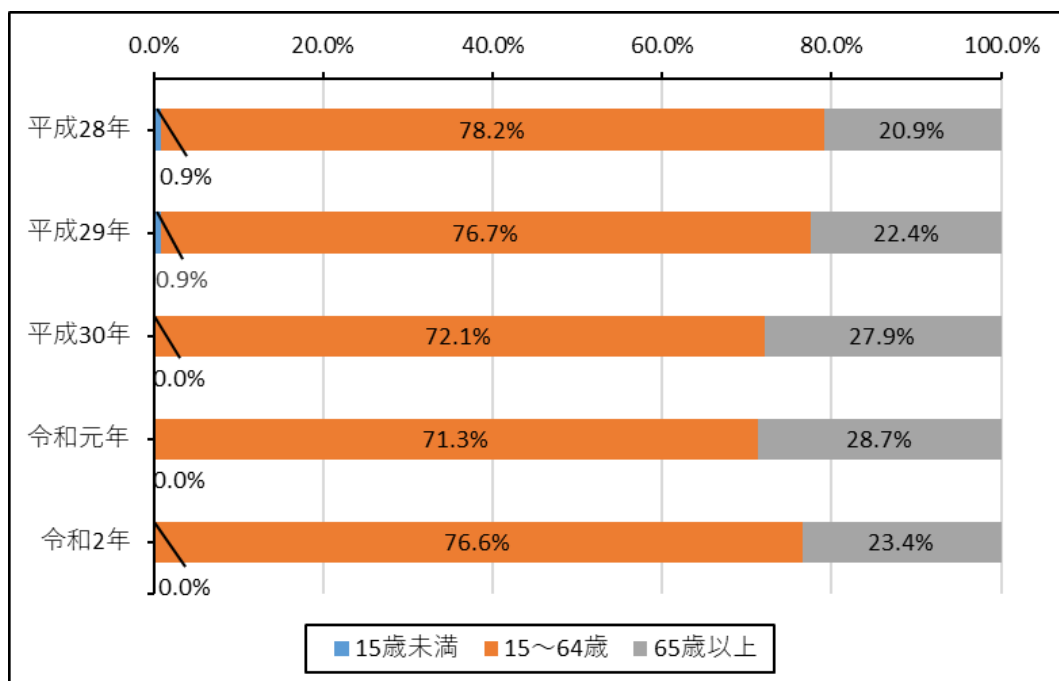


② 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、15歳から64歳の階層が最も多く、令和2年では82人、年齢階層別割合は76.6%となっています。



出典：福祉課（各年10月1日現在）



2 アンケート調査結果からみる本市の状況

(1) 調査の概要

ア) 調査時期

令和2年10月に実施しました。

イ) 調査対象者及び調査方法

1. 手帳所持者調査

本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民を調査対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

2. 保護者調査

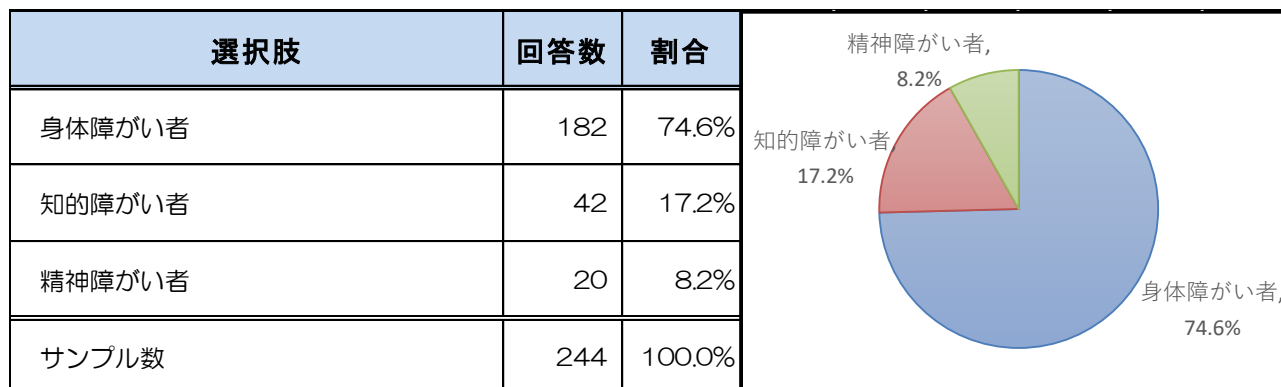
本市在住の児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している子どもの保護者を調査対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

ウ) 配布数・有効回答数・有効回答率

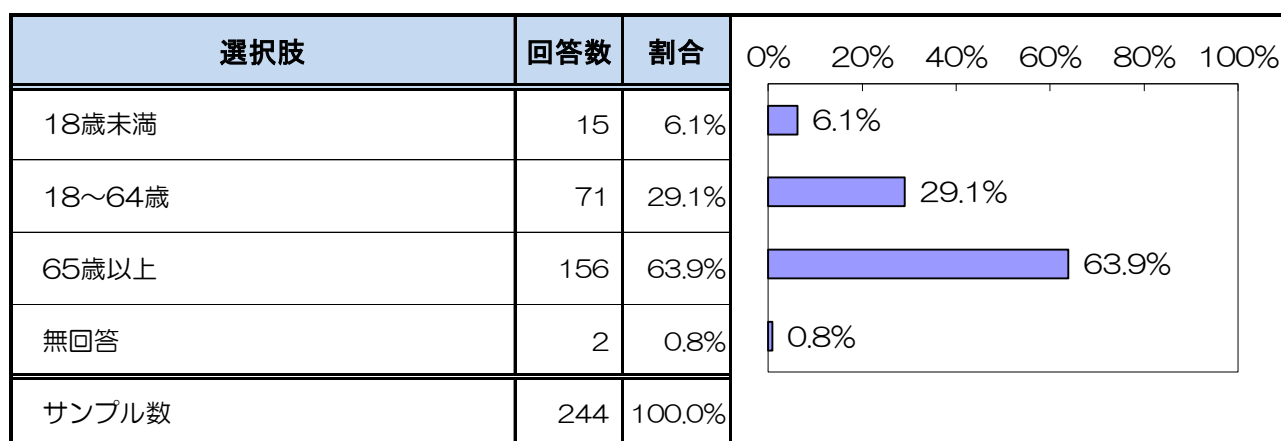
種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳	350	182	52.0%
療育手帳	100	42	42.0%
精神障害者保健福祉手帳	50	20	40.0%
児童発達支援等利用保護者	50	25	50.0%
合計	550	269	48.9%

(2) ニーズ調査結果(抜粋)

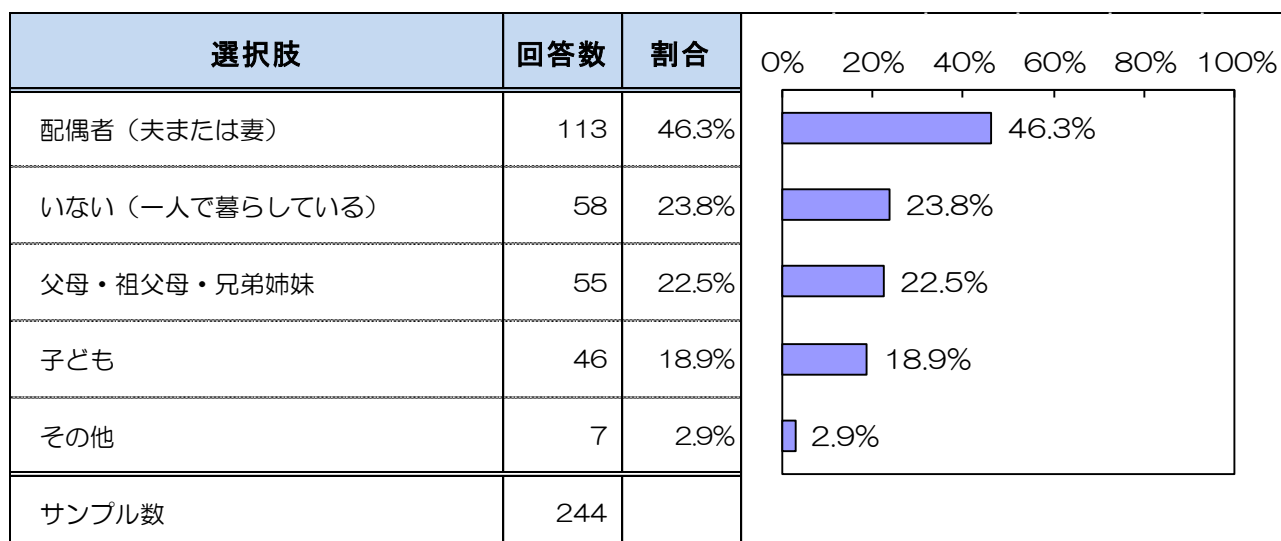
① 回答者の障がい種別



② 年齢(令和2年10月調査時点)



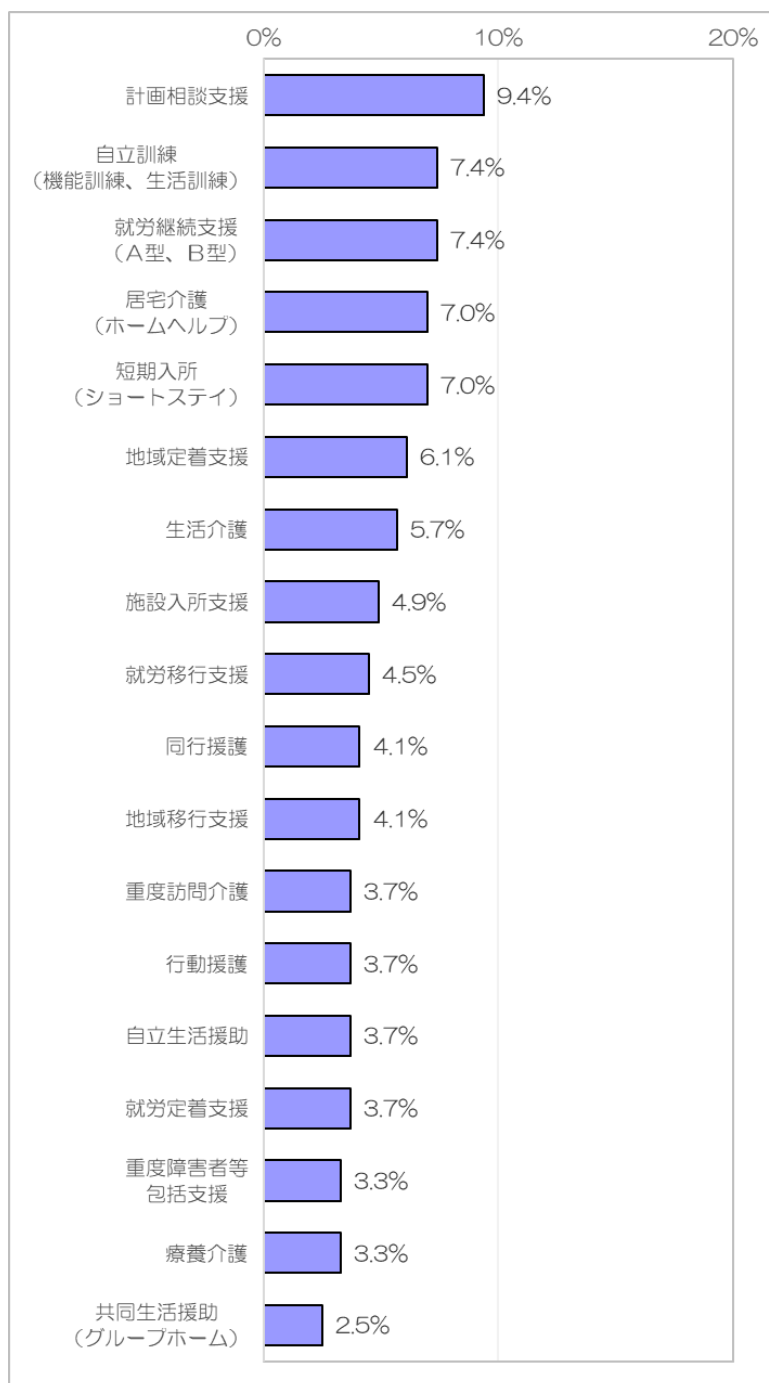
③ 同居者(複数回答)



④ 今後利用したいサービス

問 あなたは次のサービスを今後3年以内に利用する予定はありますか。

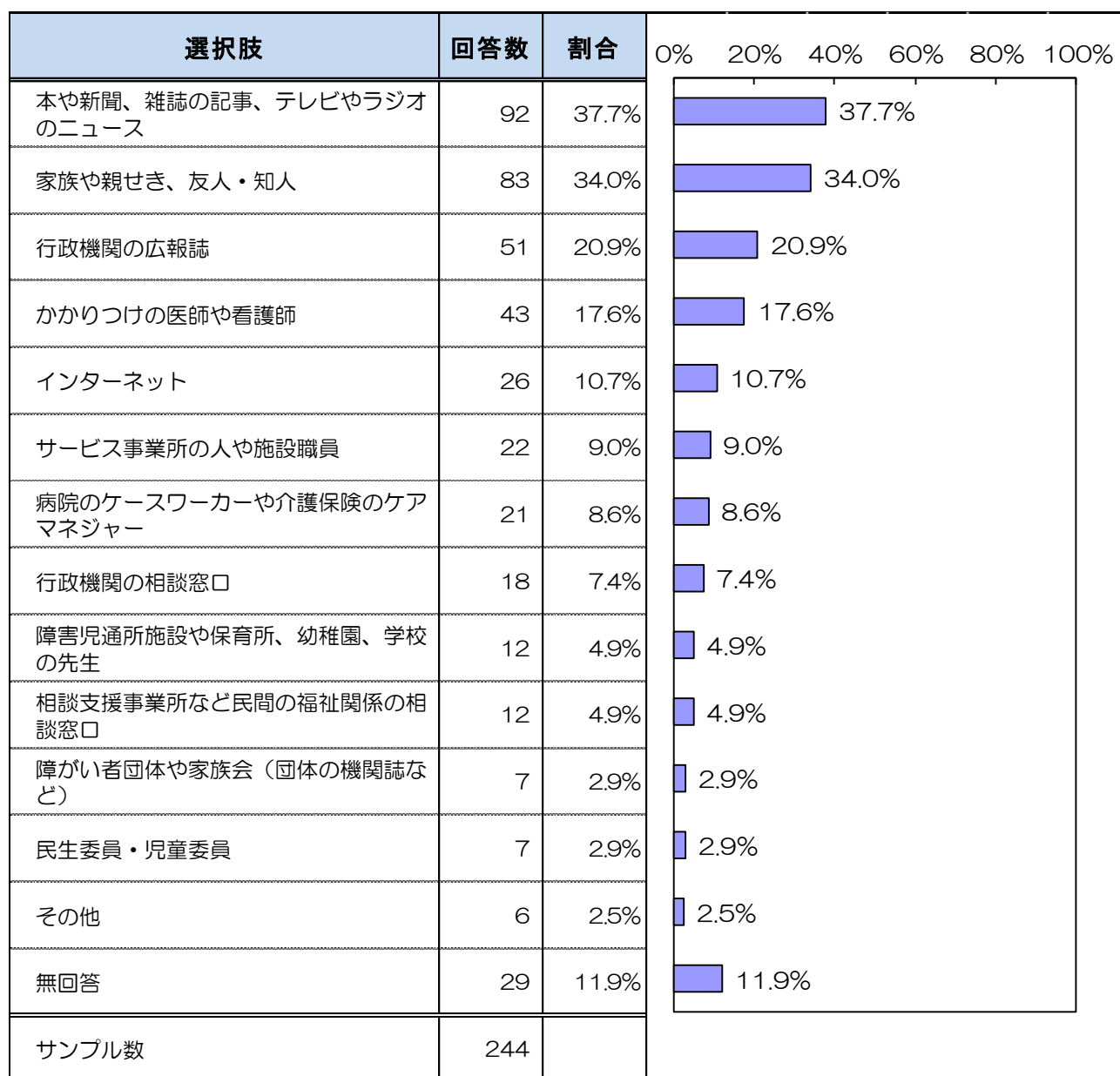
「計画相談支援」が9.4%と最も多く、次いで、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労継続支援（A型、B型）」の7.4%の順となっています。



⑤ 情報の入手先

問 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が37.7%と最も多く、次いで、「家族や親せき、友人・知人」の34.0%、「行政機関の広報誌」の20.9%の順となっています。



⑥ 相談相手について

問 あなたは、普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。(複数回答)

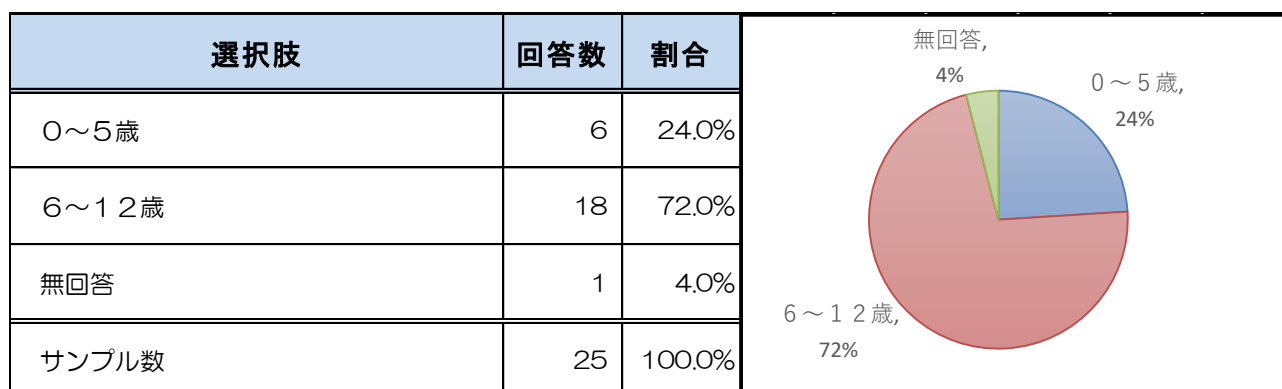
「家族や親せき」が76.6%と最も多く、次いで、「友人・知人」の25.0%、「かかりつけの医師や看護師」の23.8%の順となっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
家族や親せき	187	76.6%	76.6%
友人・知人	61	25.0%	25.0%
かかりつけの医師や看護師	58	23.8%	23.8%
近所の人	18	7.4%	7.4%
施設の指導員など	15	6.1%	6.1%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	15	6.1%	6.1%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	14	5.7%	5.7%
職場の上司や同僚	11	4.5%	4.5%
障害児通所施設や保育所、学校の先生	11	4.5%	4.5%
行政機関の相談窓口	9	3.7%	3.7%
相談支援事業所など民間の障害福祉関係の相談窓口	8	3.3%	3.3%
民生委員・児童委員	4	1.6%	1.6%
その他	9	3.7%	3.7%
無回答	21	8.6%	8.6%
サンプル数	244		

(3) 保護者調査結果(抜粋)

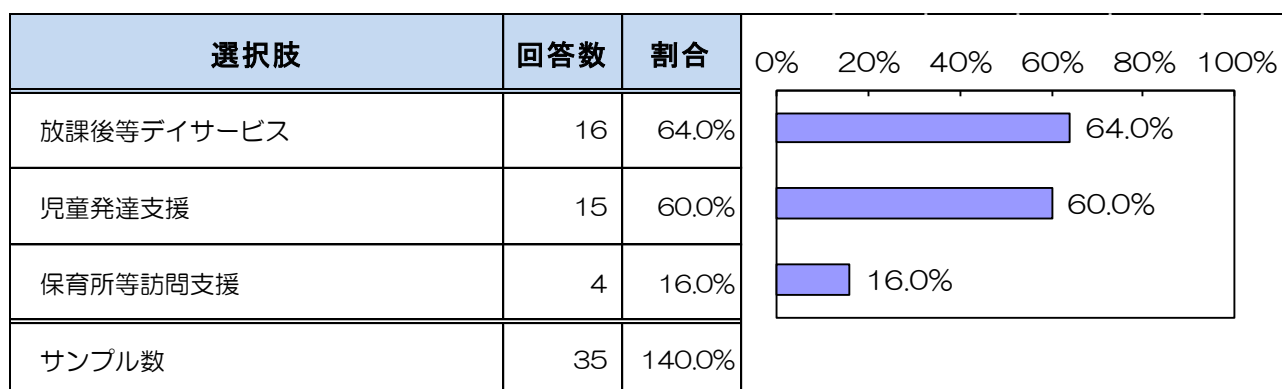
問 お子さまの年齢は、何歳ですか。(令和2年10月調査時点)

「0～5歳」が24.0%、「6～12歳」が72.0%となっています。










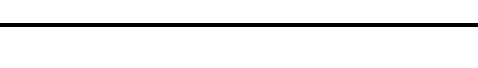
問 お子さまは、次のサービスを利用していますか。(複数回答)

「放課後等デイサービス」が64.0%、「児童発達支援」が60.0%、「保育所等訪問支援」が16.0%となっています。



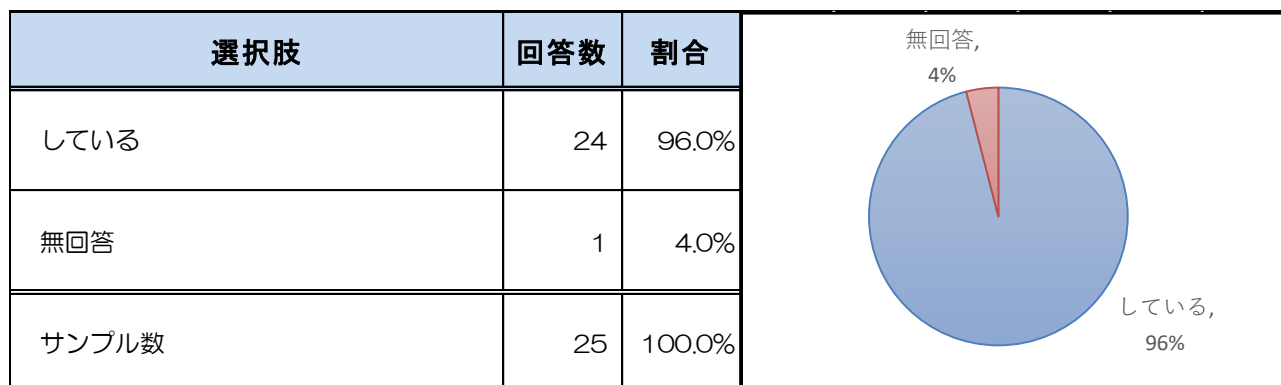
問 福祉サービスを利用するにあたり、お子さまやあなたが困っていることは何ですか。(複数回答)

「困っていることはない」が56.0%である一方、困っていることとして、「通いにくい(遠い、交通手段がない)」が20.0%と最も多く、次いで、「手続きが面倒である」、「定員いっぱい施設に入所や通所ができない」、「サービス内容に関する情報が少ない」の16.0%などとなっています。

選択肢	回答数	割合	0% 20% 40% 60% 80% 100%
通いにくい(遠い、交通手段がない)	5	20.0%	
手続きが面倒である	4	16.0%	
定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない	4	16.0%	
サービス内容に関する情報が少ない	4	16.0%	
利用料が高い	2	8.0%	
サービスの質が低い	2	8.0%	
お子さまが障がい程度や希望に合ったサービスが受けられない	2	8.0%	
困っていることはない	14	56.0%	
サンプル数	25		

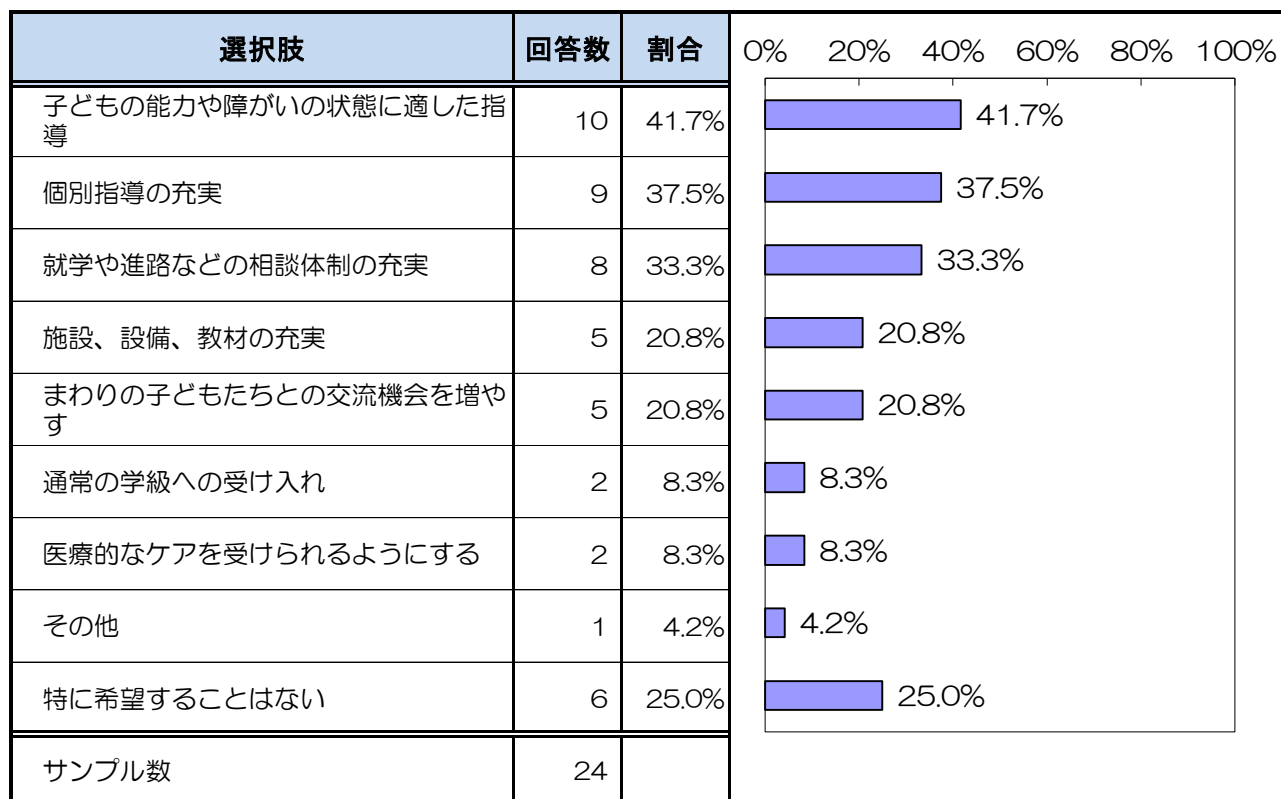
問 現在、保育所、小学校などに通園・通学していますか。

「している」が96.0%となっています。



問 保育所・小学校などに望むことは、どのようなことですか。

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が41.7%と最も多く、次いで、「個別指導の充実」の37.5%、「就学や進路などの相談体制の充実」の33.3%の順となっています。



第3章 第5期計画の実施状況

第5期障がい福祉計画において定めた5つの成果目標および各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

1 成果目標の実施状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。地域生活への移行者数は、多様な障がい状況に対応できる環境整備が整っていないため目標達成が困難な状況となっています。また、施設入所者数は、障がい程度の重度化、介護者の高齢化等により増加している状況です。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【地域生活への移行者数】 令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者(39人)のうち4人が地域生活へ移行する。	0人	1人	0人
【施設入所者数】 令和2年度末の施設入所者が、平成28年度末時点の施設入所者(39人)から1人削減し、38人とする。	44人	49人	47人

※ 令和2年度は11月現在の実績

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議の場を西諸圏域にて共同設置できるように引き続き協議します。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【地域包括ケアシステムの構築】 令和2年度までに、協議の場を西諸圏域にて共同設置の方向で検討を行う。	—	—	—

※ 令和2年度は11月現在の実績

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までに地域生活支援拠点の整備には至りませんでした。地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを西諸圏域で令和3年度までに設置し、整備を図ります。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【地域生活支援拠点等の整備】 令和2年度までに、西諸圏域に1か所整備する。	—	—	—

※ 令和2年度は11月現在の実績

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が地域において自立した生活を送るため、関係機関との連携体制を整備していきます。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【一般就労への移行者】 令和2年度末までに、平成28年度末時点の移行者（1人）から1人増加し、2人とする。	0人	2人	2人
【就労移行支援事業の利用】 令和2年度までに、平成28年度末時点の利用者（2人）から3人増加し、5人とする。	5人	4人	4人

※ 令和2年度は11月現在の実績

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和2年度末までに児童発達支援センターの整備には至りませんでした。障がいのある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、西諸圏域の市町と協議・検討を行い、令和5年度までに整備を図ります。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実】 令和2年度末までに、本市対象者が対応可能な児童発達支援センターを西諸圏域に1か所整備する。また、保育所等訪問支援については、平成28年度から利用体制を構築している。	西諸圏域 2か所	西諸圏域 2か所	西諸圏域 2か所
【医療的ニーズへの対応】 令和2年度までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業を西諸圏域で整備を図る。また、平成30年度末までに、関係機関が連携を図るための協議の場を西諸圏域に設置する。	—	—	—

※ 令和2年度は11月現在の実績

2 活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障害福祉サービス、(2) 地域生活支援事業、(3) 障害児通所支援・障害児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護	計画	27 人	27 人	27 人
重度訪問介護		375 時間	375 時間	375 時間
行動援護	実績	26 人	24 人	25 人
重度障害者等包括支援		329 時間	253 時間	242 時間
同行援護				

※ 令和 2 年度は 11 月現在の実績

② 日中活動系サービス

種 類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
生活介護 (デイサービス)	計画	54 人	1,429 人日分	55 人	1,456 人日分	56 人	1,482 人日分
	実績	60 人	1,185 人日分	62 人	1,216 人日分	63 人	1,292 人日分
自立訓練 (機能訓練)	計画	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分
	実績	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分	0 人	0 人日分
自立訓練 (生活訓練)	計画	2 人	45 人日分	2 人	45 人日分	2 人	45 人日分
	実績	3 人	55 人日分	4 人	87 人日分	4 人	98 人日分
就労移行支援	計画	4 人	86 人日分	4 人	86 人日分	5 人	107 人日分
	実績	6 人	118 人日分	3 人	59 人日分	3 人	61 人日分
就労継続支援 (A型)	計画	12 人	227 人日分	14 人	265 人日分	16 人	302 人日分
	実績	8 人	156 人日分	8 人	136 人日分	9 人	151 人日分
就労継続支援 (B型)	計画	42 人	817 人日分	44 人	856 人日分	46 人	894 人日分
	実績	39 人	695 人日分	39 人	707 人日分	40 人	711 人日分
就労定着支援	計画	1 人		1 人		1 人	
	実績	0 人		0 人		0 人	
療養介護	計画	6 人		6 人		6 人	
	実績	4 人		6 人		6 人	
短期入所 (福祉型)	計画	7 人	54 人日分	7 人	54 人日分	7 人	54 人日分
	実績	6 人	64 人日分	6 人	60 人日分	5 人	61 人日分

種 類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
短期入所（医療型）	計画	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分

※ 令和2年度は11月現在の実績

③ 居住系サービス

種 類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
自立生活援助	計画	1人		1人		1人	
	実績	0人		0人		0人	
共同生活援助 （グループホーム）	計画	24人		25人		26人	
	実績	26人		27人		31人	
施設入所支援	計画	39人		39人		38人	
	実績	44人		49人		47人	

※ 令和2年度は11月現在の実績

④ 相談支援サービス

種 類		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
計画相談支援	計画	25人		27人		29人	
	実績	32人		40人		41人	
地域移行支援	計画	0人		0人		1人	
	実績	0人		0人		0人	
地域定着支援	計画	0人		0人		1人	
	実績	0人		0人		0人	

※ 令和2年度は11月現在の実績

（2）地域生活支援事業

事 業 名		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
理解促進研修・啓発事業 （実施の有無）	計画	—		—		実施	
	実績	無		無		無	
自発的活動支援事業 （実施の有無）	計画	—		—		実施	
	実績	無		無		無	
障害者相談支援事業 （実施箇所数）	計画	1か所		1か所		1か所	
	実績	1か所		1か所		1か所	
基幹相談支援センター （設置の有無）	計画	—		—		設置	
	実績	無		無		無	

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
市町村相談支援機能強化事業 (実施の有無)	計画	—		—		実施	
	実績	無		無		無	
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	計画	—		—		実施	
	実績	無		無		無	
成年後見制度利用支援事業 (年間利用者数)	計画	1人		2人		2人	
	実績	0人		0人		0人	
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	計画	—		—		実施	
	実績	無		無		無	
意思疎通支援事業(手話通訳者派遣・要約 筆記者派遣事業)(年間利用件数)	計画	80件		90件		100件	
	実績	92件		82件		51件	
意思疎通支援事業(手話通訳者設置事業) (設置人数)	計画	—		—		1人	
	実績	—		—		—	
日常生活用具給付等事業(介護・訓練支援用具) (年間給付件数)	計画	1件		1件		1件	
	実績	1件		1件		0件	
日常生活用具給付等事業(自立生活支援用具) (年間給付件数)	計画	3件		3件		3件	
	実績	4件		0件		2件	
日常生活用具給付等事業(在宅療養等支援 用具)(年間給付件数)	計画	3件		3件		3件	
	実績	2件		1件		4件	
日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通 支援用具)(年間給付件数)	計画	3件		3件		3件	
	実績	2件		3件		2件	
日常生活用具給付等事業(排泄管理支援用具) (年間給付件数)	計画	160件		160件		160件	
	実績	158件		164件		113件	
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補 助用具(住宅改修費))(年間給付件数)	計画	1件		1件		1件	
	実績	0件		0件		2件	
手話奉仕員養成研修事業 (修了見込者数(登録見込者数))	計画	5人		5人		5人	
	実績	10人		11人		10人	
移動支援事業 (年間利用者数、時間数)	計画	18人	延 840 時間	18人	延 860 時間	20人	延 860 時間
	実績	17人	延 552 時間	17人	延 610 時間	16人	延 320 時間
地域活動支援センターⅠ型事業(本市実施 分)(実施箇所数、年間利用者数)	計画	0か所	0人	0か所	0人	1か所	3人
	実績	0か所	0人	0か所	0人	0か所	0人
地域活動支援センターⅠ型事業(他市実施 分)(実施箇所数、年間利用者数)	計画	1か所	4人	1か所	5人	2か所	6人
	実績	1か所	3人	1か所	3人	1か所	3人
地域活動支援センターⅡ型事業(本市実施 分)(実施箇所数、年間利用者数)	計画	1か所	5人	1か所	7人	1か所	10人
	実績	1か所	3人	1か所	3人	1か所	5人

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
地域活動支援センターⅡ型事業（他市実施分） （実施箇所数、年間利用者数）	計画	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型事業（本市実施分） （実施箇所数、年間利用者数）	計画	0か所	0人	0か所	0人	1か所	2人
	実績	0か所	0人	0か所	0人	0か所	0人
地域活動支援センターⅢ型事業（他市実施分） （実施箇所数、年間利用者数）	計画	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—	—
訪問入浴サービス事業 （年間利用者数）	計画	2人		2人		2人	
	実績	0人		0人		0人	
日中一時支援事業 （年間利用者数）	計画	6人		8人		10人	
	実績	8人		8人		9人	
社会参加促進事業（自動車運転免許取得事業） （年間利用者数）	計画	1人		1人		1人	
	実績	0人		0人		0人	
社会参加促進事業（自動車改造費助成事業） （年間利用者数）	計画	1人		1人		1人	
	実績	1人		0人		2人	
障害者虐待防止対策支援事業（緊急保護居室確保） （委託先数）	計画	2か所		2か所		2か所	
	実績	2か所		2か所		2か所	
障害者虐待防止対策支援事業（連携協力体制の整備） （協議会の設置の有無）	計画	設置		設置		設置	
	実績	有		有		有	

※ 令和2年度は11月現在の実績

（3）障害児通所支援・障害児相談支援事業

種類		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
児童発達支援	計画	20人	166人日分	22人	183人日分	24人	200人日分
	実績	19人	170人日分	24人	193人日分	22人	194人日分
医療型児童発達支援	計画	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
放課後等デイサービス	計画	26人	333人日分	28人	359人日分	30人	384人日分
	実績	24人	294人日分	29人	374人日分	40人	547人日分
保育所等訪問支援	計画	5人	5人日分	6人	6人日分	7人	7人日分
	実績	5人	6人日分	5人	6人日分	4人	5人日分
居宅訪問型児童発達支援	計画	1人	5人日分	1人	5人日分	1人	5人日分
	実績	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
障害児相談支援	計画	28人		28人		28人	
	実績	11人		15人		26人	

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画	0人配置	0人配置	1人配置
	実績	0人配置	0人配置	0人配置

※ 令和2年度は11月現在の実績

第4章 基本的理念等

1 基本的理念

第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

(1) 障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域の中で共に支えあう「共生社会」を実現するため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人などが必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者および高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人などの自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などといった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の拠点等の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じて包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保

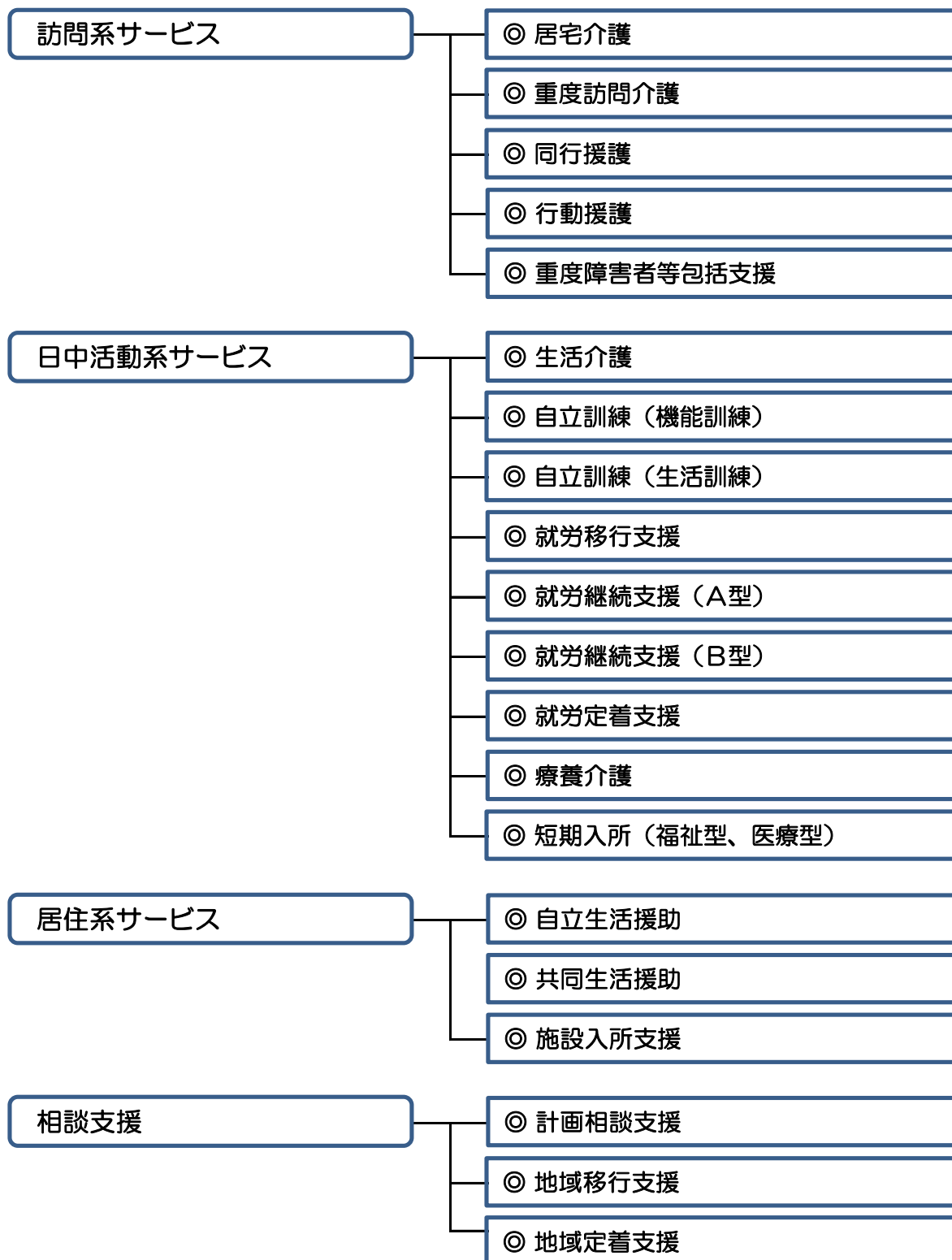
障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があり、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であること等の積極的な周知・広報の協力に取り組みます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

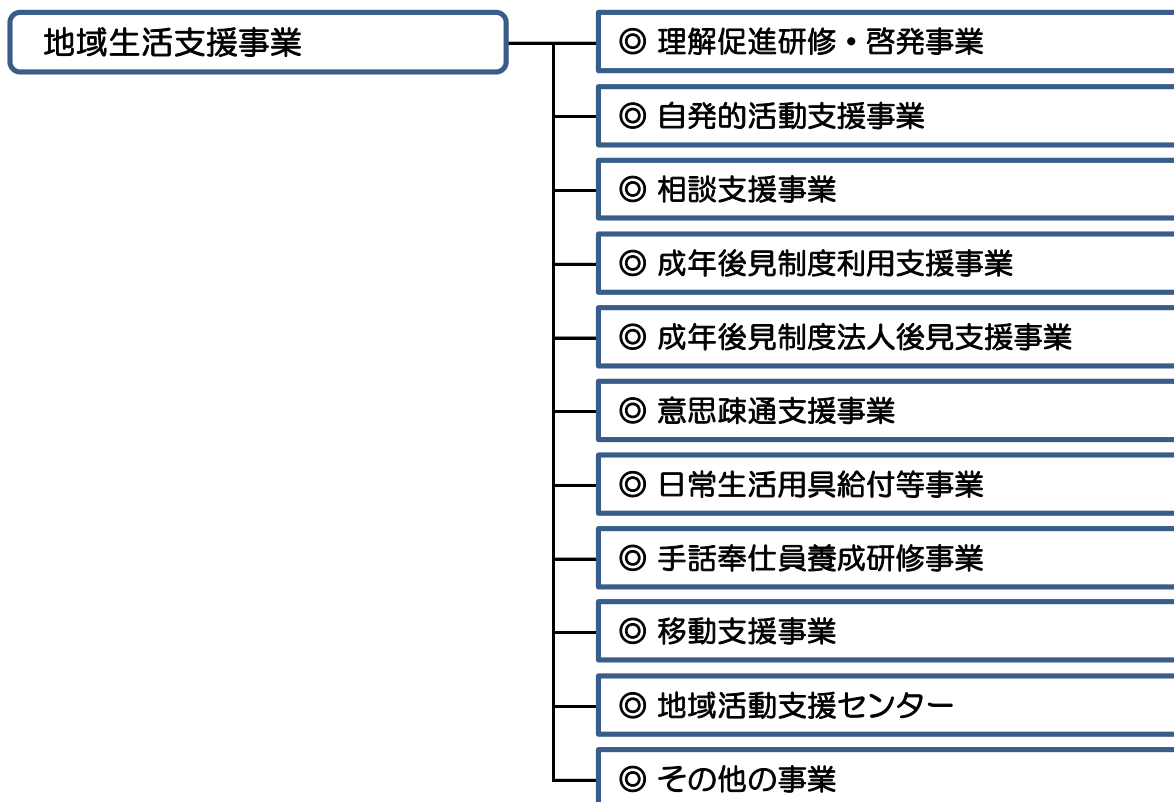
障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、障がいのある人が多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

2 事業の全体像

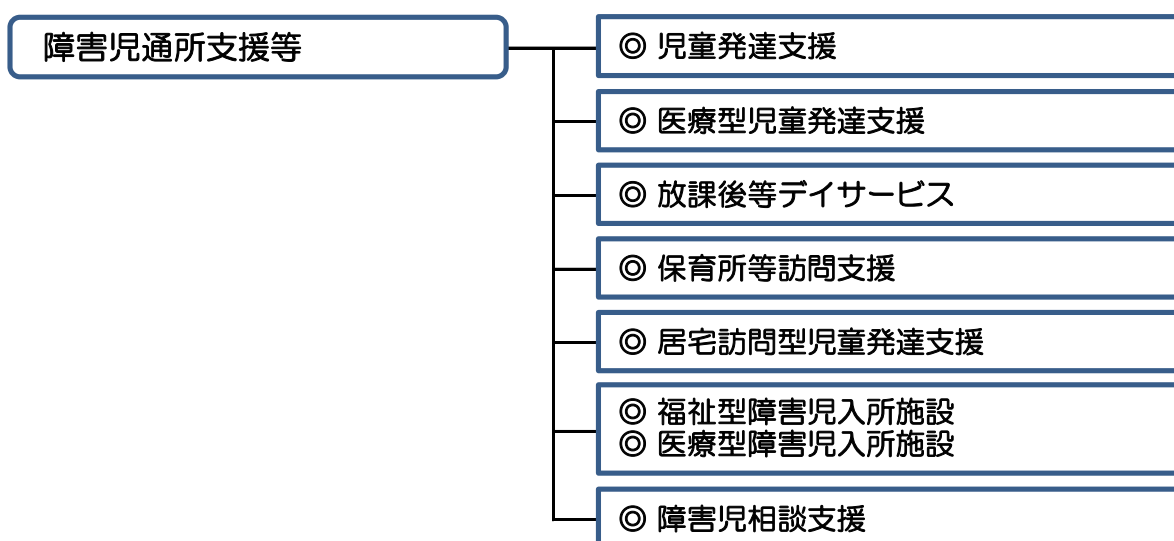
(1) 自立支援給付(障害者総合支援法)



(2) 地域生活支援事業(障害者総合支援法)



(3) 障害児通所支援・障害児相談支援(児童福祉法)



3 サービスの内容

(1) 自立支援給付

① 訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護などの生活全般にわたる支援等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護が必要な人への居宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	特に介護が必要な人への居宅介護など、複数のサービスを包括的に行います。

② 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な人への昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつおよび食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用や在宅就労等が見込まれる障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます）

③ 居住系サービス

サービス名	サービス内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用して人や、精神科病院等に入院していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。（グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます）
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

④ 相談支援

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する障がいのある人の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 また、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている障がいのある人に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援します。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、障がいのある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）および成年後見制度利用支援事業等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人などに対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見人制度の利用をしやすいするための制度で、成年後見人制度の利用に伴う申立経費と、成年後見人等への報酬の全部あるいは一部を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施するサービスです。
意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
手話通訳者設置事業	

事業名	事業内容
日常生活用具給付事業	
介護・訓練支援用具	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付や貸与を行います。
自立生活支援用具	
在宅療養等支援用具	
情報・意思疎通支援用具	
排泄管理支援用具	
居宅生活動作補助用具	
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進するサービスです。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通い、創作的活動・生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

② 任意事業

事業名	事業内容
訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な障がいのある人に対し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図るサービスです。
社会参加促進事業（自動車運転免許取得事業）	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するサービスです。
社会参加促進事業（自動車改造費助成事業）	自動車の改造に要する費用の一部を助成するサービスです。
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

(3) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	小学校就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子どもを対象に、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がいのある子どもや保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	<p>児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。</p> <p>また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。</p>

第5章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

その際、福祉施設においては、必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要となります。

国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、6%以上（3人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本市の実情を考慮し、地域生活移行人数を4人と推計します。

また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（1人以上）を削減すべき本計画では、本市の実情を考慮し、削減数を3人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者	49人	令和元年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	4人 8.1%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	46人	令和5年度末の施設入所者
削減見込み	3人 6.1%	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

国の基本指針

精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を令和 5 年度に 316 日以上とすることを基本とする。また、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 86%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

目標設定の考え方

令和 5 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を西諸圏域にて共同設置の方向で検討を行います。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までに市または圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とします。

国の基本指針

令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

目標設定の考え方

令和 5 年度末までに、西諸圏域に 1 か所整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、この目標値の設定に当たっては、就労移行支援事業等の利用者数の目標値を設定します。

国の基本指針

令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（2人）、併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を下記のとおり推計します。

また、一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数を7割以上の目標値とします。

項目	【実績値】	【目標値】	考え方
	令和元年度	令和5年度	
福祉施設からの一般就労移行者数	2人	3人	令和元年度の実績の1.27以上
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	2人	3人	令和元年度の実績の1.30以上
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	0人	2人	令和元年度の実績の1.26以上
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	0人	2人	令和元年度の実績の1.23以上
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	0人	2人	一般就労移行者数のうち7割の利用者数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村および圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とする。

目標設定の考え方

本市対象者が対応可能な児童発達支援センターが西諸圏域に2か所設置されているが、本市においても児童発達支援センターの設置に向けて取り組みます。また、保育所等訪問支援について、圏域においては以前から利用体制が構築されていますが、本市においても令和2年度から利用体制を構築しています。

(2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を市または圏域で少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村および圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

目標設定の考え方

本市対象者が対応可能な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所が西諸圏域に1か所設置されており、国の基本指針に達しています。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

目標設定の考え方

西諸圏域の市町と今後協議・検討を行い、令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を西諸圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

6 相談支援体制の充実・強化等

重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

目標設定の考え方

令和5年度末までに、基幹相談支援センターを西諸圏域に1か所設置します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

国の基本指針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数の見込を設定するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

目標設定の考え方

本市では、自立支援協議会において利用者が求める障害福祉サービスの現状、課題及び提供体制の情報共有を図り、適切な障害福祉サービス等の提供に取り組みます。

第6章 活動指標

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスおよび地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がいのある子どもを対象とした障害児通所支援等事業について、サービスおよび事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

1 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について、実施に関する考え方および見込量を定めます。

(1) 訪問系サービス

第5期までの利用実績や障がいのある人の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	27人 297時間	27人 297時間	27人 297時間
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

(2) 日中活動系サービス

第5期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援B型施設等、日中活動の場の見込量を設定します。

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	64人	66人	68人
	1,278人日分	1,318人日分	1,357人日分
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練（生活訓練）	6人	6人	6人
	131人日分	131人日分	131人日分
就労移行支援	4人	4人	5人
	79人日分	79人日分	99人日分

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	13人	15人	20人
	230人日分	266人日分	354人日分
就労継続支援（B型）	42人	44人	46人
	752人日分	788人日分	824人日分
就労定着支援	2人	3人	4人
療養介護	6人	6人	6人
短期入所（福祉型）	7人	7人	7人
	78人日分	78人日分	78人日分
短期入所（医療型）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分

（3）居住系サービス

第5期までの利用実績および利用者数、障がいのある人の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助	31人	32人	33人
施設入所支援	48人	47人	46人

（4）相談支援

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障がいのある人の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	48人	50人	55人
地域移行支援	0人	0人	1人
地域定着支援	0人	0人	1人

2 地域生活支援事業

第5期までの利用実績や障がいのある人の人数の推移等を踏まえ、令和5年度までの見込量を下記のとおり設定します。

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	—	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	—	—	実施
障害者相談支援事業	実施箇所数	1 か所	—	—
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	—	—	実施
住居入居等支援事業	実施の有無	—	—	実施
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	1 人	2 人	2 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	実施
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣事業)	年間利用件数	80 件	90 件	100 件
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置事業)	設置人数	0 人	0 人	1 人
日常生活用具給付等事業 (介護・訓練支援用具)	年間給付件数	1 件	1 件	1 件
日常生活用具給付等事業 (自立生活支援用具)	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
日常生活用具給付等事業 (在宅療養等支援用具)	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
日常生活用具給付等事業 (情報・意思疎通支援用具)	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
日常生活用具給付等事業 (排泄管理支援用具)	年間給付件数	160 件	160 件	160 件
日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具(住宅改修費))	年間給付件数	1 件	1 件	1 件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	10 人	10 人	10 人
移動支援事業	年間利用者数	20 人	20 人	20 人
	時間数	840 時間	840 時間	840 時間

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型事業 (本市実施分)	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	年間利用者数	0 人	0 人	3 人
地域活動支援センターⅠ型事業 (他市町村実施分)	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	年間利用者数	4 人	5 人	6 人
地域活動支援センターⅡ型事業 (本市実施分)	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	年間利用者数	5 人	7 人	10 人
地域活動支援センターⅡ型事業 (他市町村実施分)	実施箇所数	—	—	—
	年間利用者数	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型事業 (本市実施分)	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
	年間利用者数	0 人	0 人	2 人
地域活動支援センターⅢ型事業 (他市町村実施分)	実施箇所数	—	—	—
	年間利用者数	—	—	—
訪問入浴サービス事業	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
日中一時支援事業	年間利用者数	10 人	12 人	14 人
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得事業)	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
社会参加促進事業 (自動車改造費助成事業)	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
障害者虐待防止対策支援事業 (緊急保護居室確保)	委託先数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
障害者虐待防止対策支援事業 (連携協力体制の整備)	協議会設置の有無	設置	設置	設置

3 障害児通所支援等事業

第5期までの利用実績、障がいのある子どもの方数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	25人	27人	30人
	214人日分	231人日分	257人日分
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等デイサービス	47人	50人	55人
	614人日分	653人日分	719人日分
保育所等訪問支援	5人	6人	7人
	5人日分	6人日分	7人日分
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
障害児相談支援	30人	35人	40人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人配置	0人配置	1人配置

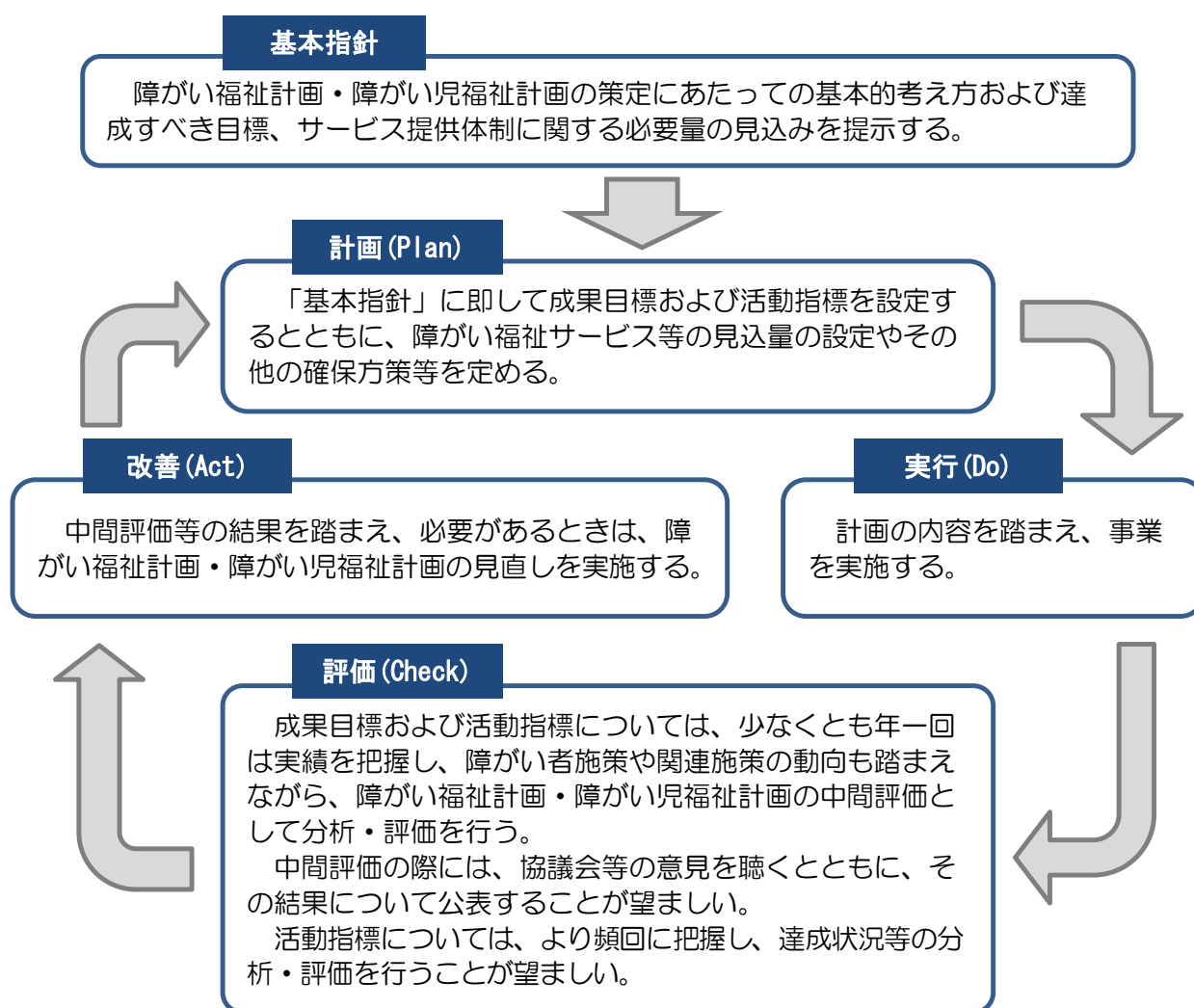
第7章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に則して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況および数値目標の達成状況などについて、少なくとも年一回は実績を把握して、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間目標として、分析・評価を行い必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

2 えびの市障がい者計画との連携

本計画は「えびの市障がい者計画」の実施計画としての性格を併せ持っています。したがって、えびの市障がい者計画との連携が不可欠であり、啓発・教育・健康づくり・雇用・就労・まちづくり等の多様な分野における障がいのある人に対する福祉施策を推進することによって、本計画の実現を目指します。

3 県・近隣市町等との連携

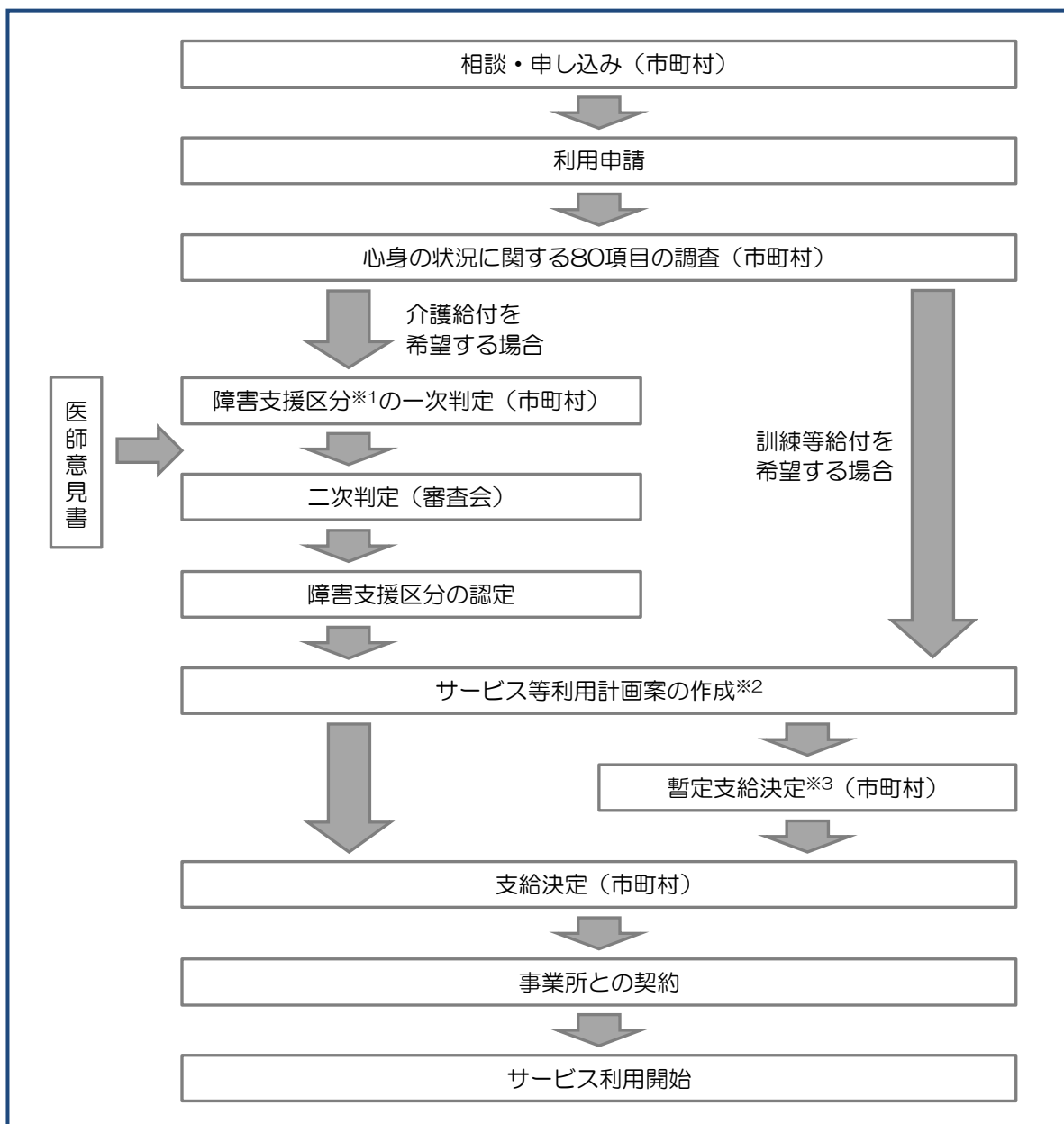
障がいのある人やその家族が利用する障害福祉サービス等は市内だけでなく、近隣市町をはじめとして、幅広い範囲にわたっています。障がいのある人の多様化するニーズに柔軟に対応するため、県や近隣市町等との連携を強化し、福祉サービスの向上を目指します。

4 障害者地域支援協議会との連携

本計画における障害福祉サービス等による取組を推進するにあたり、障害者総合支援法に基づきえびの市障害者地域支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

資料編

1 障害福祉サービスの利用手続き



※1 障害支援区分

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、障がい者の心身の状態に関する80項目の調査を行い、市町村審査会の総合的な判定を踏まえて市町村が認定する。

※2 サービス等利用計画案

相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者のおかれている状況や障害福祉サービス等の利用に関する意向等を勘案し、障がい者が利用する障害福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成する。

※3 暫定支給決定

一定期間、サービスを利用し、①本人の利用意思の確認、②サービスが適切かどうかを確認する。

2 障害児通所支援サービスの利用の手続き

